

1. 計画策定の目的と概要

1-1. 計画策定の背景

我国においては、住宅政策全般に対する基本的な改革を示した「住生活基本法」が2006(平成18)年6月に施行された。

また、2009(平成21)年度には「公営住宅等長寿命化計画」の策定が位置づけられ、長寿命化のための計画策定と改善費用が助成対象として追加拡充される一方で、公営住宅等の建替、新規建設、改善、用途廃止など公営住宅等に係る事業の実施のためには当該計画の策定が必須とされている。2016(平成28)年8月には「公営住宅等長寿命化計画策定指針(国土交通省住宅局住宅総合整備課)」が改定された

伊達市においては、2014(平成26)年度に「伊達市公営住宅等長寿命化計画」(以下、「公営住宅等長寿命化計画」という)を策定したところであるが、上記のような国の指針の改定や第7次伊達市総合計画(2018(平成30)年度策定)を踏まえ、長期的な視点及び予防的な観点から、公営住宅等の長寿命化計画の改定を行うものとする。

1-2. 計画の目的

本計画は、公営住宅等ストックの適切なマネジメント(維持・管理)を行うために、適切な点検、修繕、データ管理等を行い、公営住宅等の状況や公営住宅等に対する将来的な需要の見通しを踏まえた各団地のあり方を考慮した上で、効率的・効果的な団地別・住棟別の事業手法を選定するとともに、長寿命化のための事業実施予定一覧を作成することにより長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進し、ライフサイクルコストの縮減等を目指すことを目的に策定する。

1-3. 計画の概要

1-3-1. 計画の期間

計画期間は2020(令和2)年度～2029(令和11)年度の10年間、構想期間は2020(令和2)年度～2049(令和31)年度の30年間とする。なお、計画内容は、社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じ、5年ごとに定期見直しを行うこととする。

1-3-2. 計画の位置づけ

本計画は、住宅部門の基本計画である「伊達市住生活基本計画」と、市の公共施設等のあり方を示す「伊達市公共施設等総合管理計画」を上位計画とする公営住宅等の整備方針等を定める個別の事業計画となる。

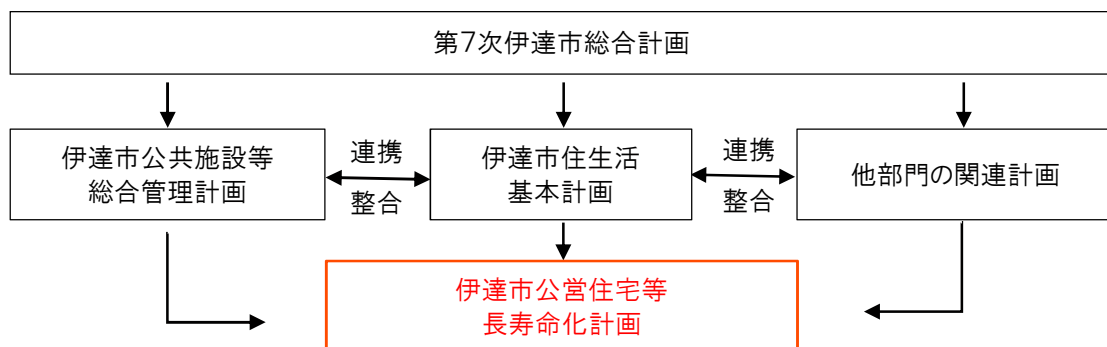


図 1-1 伊達市公営住宅等長寿命化計画の位置づけ

1-3-3. 計画の策定体制

本計画は、庁内関係職員及びオブザーバーからなる策定委員会を設置し、協議・調整する。また、事務局は、建設部都市住宅課に設置し、適宜北海道と調整を行う。

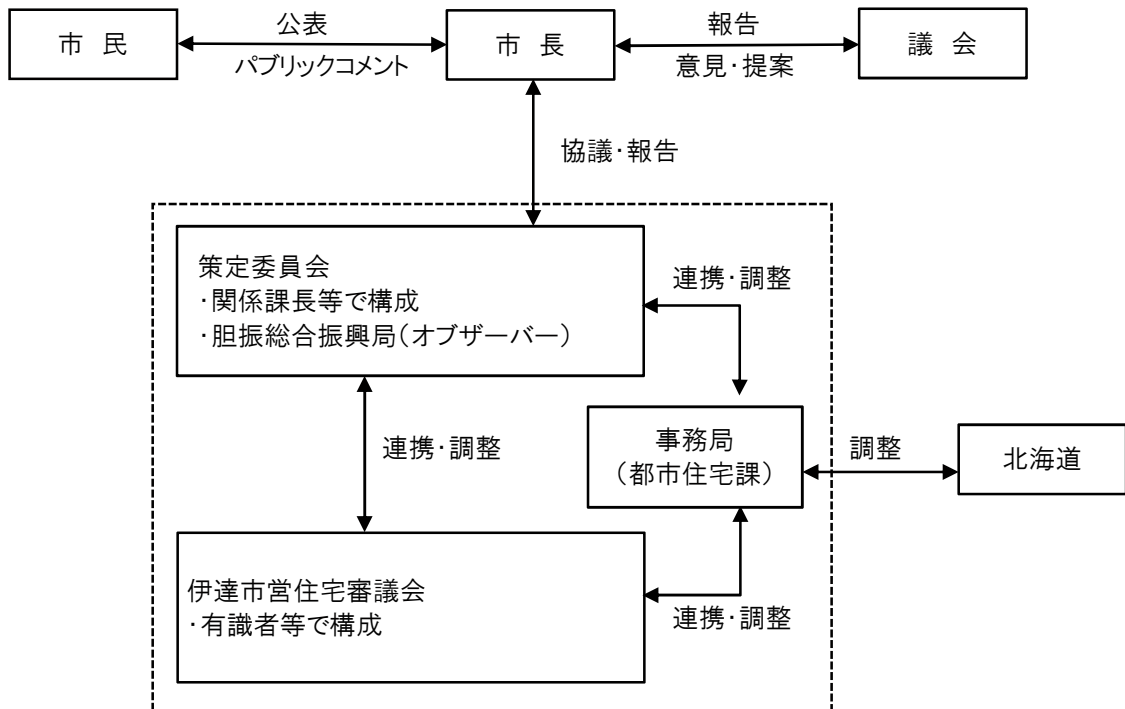


図 1-2 計画の策定体制